

令和 6 年度分 飯塚市競争入札参加資格 総合点数に係る手続きについて 〔飯塚市内工事業者・令和 6 年度総合点数用〕

I. 対象者

令和 5 年度飯塚市建設工事有資格者名簿（有効期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）に登載されている方

※令和 5 年 12 月 17 日までに一度、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出された方も、本手続きは必要です。

II. 更新手続きの内容

○令和 6 年度の「総合点数」の確定

有資格者名簿登載者の令和 6 年度の「総合点数」を決定します。このため、以下を確認させていただきます。

- ・「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の総合評定値（P 点）
- ・主観点数項目にかかる資料

III. 更新手続きの方法

1. 受付期間 **令和 5 年 12 月 18 日（月）から令和 6 年 1 月 12 日（金）まで**

※受付期間内の開庁日のみ受付いたします

2. 受付方法 **郵送または持参**（簡易書留、レターパック等の**追跡可能な郵送方法**に限る）

※令和 6 年 1 月 12 日（金）消印有効。ただし、後納郵便の場合は、1 月 12 日（金）必着

※封筒の表に朱書きで「**令和 6 年度総合点数資料在中**」と記入してください。

※書類不備の場合や受付期間外は受付できませんのでご注意ください。

・**受付票が必要な場合は、送付先を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。**別途受付の連絡をすることもございませんのでご了承ください。審査終了後に、郵送致します。

3. 送付先 〒 820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 総務部 契約課 工事契約係 行

VI. 提出書類

書類番号	書類名	摘要
①	建設工事競争入札参加資格更新届出書〔様式 1〕	●申請書について 【法人】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）のとおり商号又は名称・所在地及び代表者氏名を記入してください。 【個人】営業所の名称・所在地及び代表者氏名を記入してください。 ※押印不要
	業者情報 【第 1 登録工種のみ】	●第 1 登録工種についての情報のみ記載してください。

②	<p>経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書（写し）</p> <p>※審査基準日が令和4年9月1 日から令和5年8月31日までの もの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国又は県から通知のあった「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出してください。 ●数字等がきちんと確認できるようコピーしてください。
③	<p>受付票〔様式2〕 ※希望者のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●受付票が必要な場合は、送付先を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。別途受付の連絡をすることもございませんのでご了承ください。審査終了後に、郵送致します。

格付における主観点数項目にかかる確認資料		
<p>令和6年度の入札参加資格申請において、工事業者の格付けを行う際の総合評価点数を構成する要素の一つである主観点数の項目について、地元業者の育成の観点から、現在設定している工事の内容に関する評価項目である「<u>工事成績</u>」に加え、社会性を評価する評価項目である「<u>障がい者雇用の実績</u>」、「<u>子育て支援・男女共同参画の取組</u>」、「<u>消防団協力事業所登録</u>」、「<u>人権問題啓発研修への参加又は実施</u>」の4項目を、前回同様に追加いたします。</p> <p>なお、加点につきましては、工事における等級格付を決める総合点数のうち、主観点として各項目につき3点（⑦人権問題啓発研修への参加又は実施については1回につき2点、最大6点）を加算します。</p> <p><u>該当する場合は以下の書類を提出してください。</u></p>		
書類 番号	評価項目	提出書類
④	障がい者雇用の実績	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写し）及び ●賃金台帳等当該障がい者の雇用が申請日時点で<u>3ヶ月以上</u>あることが確認できる書類（写し）
⑤	子育て支援・男女共同参画の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県子育て応援宣言登録証（写し） 令和5年12月末日までに登録され、申請日時点で有効な登録証の写し ※日付等が明瞭に写ったものを提出すること
⑥	消防団協力事業所登録	<ul style="list-style-type: none"> ●飯塚市消防団協力事業所表示証交付書（写し） 飯塚市防災安全課で手続きの上、令和5年12月末日までに交付され、申請日時点で有効な交付書の写し。

<p>⑦ 人権問題啓発研修への参加又は実施</p> <p>詳細リンク：ホームページ > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 制度概要 > 主観点数項目「人権問題啓発研修への参加又は実施」における加算対象とする人権問題啓発研修の指定について（お知らせ）</p>	<p>●「飯塚市市内工事業者研修参加証(令和6年度分 飯塚市建設工事競争入札参加資格審査申請用)」(原本)</p> <p>・下記研修会への参加証 ※再発行不可</p> <p>①R5.10.14 飯塚市部落解放研究集会～人権フェスティバル～</p> <p>②R5.9.16 NPO法人人権ネットいづか啓発事業講演会</p> <p>③R5.12.2 サンクスフォーラム</p> <p>※イクボス研修についても加算対象研修となりますが、男女共同参画推進課へアンケートを提出する必要があります。(提出期限：R5.12.28まで) 詳細は男女共同参画推進課までお問い合わせください。</p> <p>●福岡県が実施する講師団講師あっせん事業を活用しての研修の実施が確認できる「研修結果報告書」(写し)</p> <p>4月から12月末日までに実施した研修会の県に報告した報告書の写し及び添付資料の写し</p> <p>※地域貢献活動評価申請書は加算対象にはなりません。</p>
---	--

5.その他

- ・「令和6年度 建設工事有資格者名簿(市内)」は、令和6年4月1日にホームページに掲載する予定にしております。
- ・経営事項審査の有効期間は、決算日(審査基準日)から1年7箇月です。有効期間が過ぎると建設業法により公共工事を請負うことができませんので、入札等に参加できません。決算日がきましたら、有効期間が切れ目なく継続するよう速やかに経営事項審査を受けていただきますようお願いいたします。
- ※経営事項審査は、単に申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果通知の交付を受けていなければなりません。

問い合わせ先

総務部 契約課 工事契約係 Tel: 0948-22-5500 (内線: 1401・1402)
 Fax: 0948-21-2998
 Mail: keiyaku@city.iizuka.lg.jp